

事務連絡  
平成29年11月30日

地方厚生(支)局医療課  
都道府県民生主管部(局)  
国民健康保険主管課(部)  
都道府県後期高齢者医療主管部(局)  
後期高齢者医療主管課(部)

御中

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料及び医療機器保険適用希望書(希望区分B)に記載する機能区分コードについて」の一部改正について

標記については、今般、「特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部を改正する件」(平成29年厚生労働省告示第347号)が公布され、平成29年12月1日から適用されることに伴い、「特定保険医療材料及び医療機器保険適用希望書(希望区分B)に記載する機能区分コードについて」(平成28年3月4日事務連絡)を次のように改正し、平成29年12月1日から適用することとしたのでお知らせいたします。

記

- 1 別表Ⅱ区分133(3)に次のように加える。

⑥ 再狭窄抑制型	B0021330306
----------	-------------
  
- 2 別表Ⅱに次のように加える。

194 人工椎間板	B002194
195 体表面用電場電極	B002193
  
- 3 別表Ⅵ区分058を次のように改める。

058 CAD/CAM冠用材料	
① CAD/CAM冠用材料(Ⅰ)	B00605801
② CAD/CAM冠用材料(Ⅱ)	B00605802

「特定保険医療材料及び医療機器保険適用希望書（希望区分B）に記載する機能区分コードについて」の一部改正について

改正後

現行

(別表)

II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第5部、第6部、第9部、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及び機能区分コード

機能区分	機能区分コード
001～132 (略)	
133 血管内手術用カテーテル	
(1)・(2) (略)	
(3) PTAバルーンカテーテル	
①～⑤ (略)	
⑥ 再狭窄抑制型	B002 133 03 06
(4)～(22) (略)	
134～193 (略)	
194 人工椎間板	B002 194
195 体表面用電場電極	B002 195

VI 歯科点数表の第2章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格

機能区分	機能区分コード
001～057 (略)	
058 CAD/CAM冠用材料	(削る)
(1) CAD/CAM冠用材料 (I)	B006 058 01
(2) CAD/CAM冠用材料 (II)	B006 058 02
059 (略)	

(別表)

II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第5部、第6部、第9部、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及び機能区分コード

機能区分	機能区分コード
001～132 (略)	
133 血管内手術用カテーテル	
(1)・(2) (略)	
(3) PTAバルーンカテーテル	
①～⑤ (略)	
(新設)	
(4)～(22) (略)	
134～193 (略)	
(新設)	
(新設)	

VI 歯科点数表の第2章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格

機能区分	機能区分コード
001～057 (略)	
058 CAD/CAM冠用材料	B006 058
(新設)	
(新設)	
059 (略)	